

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護プラットフォーム笹崎

(料金表：平成 30.4.1 適用)

■介護保険費用分内訳：1割負担の場合

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 介護費用(月額)	3,403 円	6,877 円	10,320 円	15,167 円	22,062 円	24,350 円	26,849 円
② 初期加算	900 円(1日 30 円、30 日間)		<ul style="list-style-type: none"> 登録した日から起算して 30 日以内の期間、加算されます 30 日を越える入院をされた後に再び利用を再開した場合も同様です。 				
③ 認知症加算 (介護予防を除く) ※または若年性認知症利用者受入加算	(I) 800 円/月 (II) 500 円/月 ※若年性認知症利用者受入加算 800 円/月 450 円/月(介護予防)		<ul style="list-style-type: none"> ご利用者が認知症の場合、その程度に応じ加算されます。 介護認定における主治医等の“認知症高齢者日常生活自立度”が基準になります。 ※若年性利用者を受け入れ、その利用者ごとに個別の担当者を定めることで加算されます。 				
④ サービス提供体制強化加算	(I) イ 640 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 介護従業員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上配置されており、所定研修や会議の開催を条件に加算されます。 				
⑤ 総合マネジメント体制強化加算	1,000 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。また地域における活動への参加の機会が確保されている場合に加算されます。 				
⑥ 訪問体制強化加算 (介護予防を除く)	1,000 円/月		<ul style="list-style-type: none"> 訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上配置していることと、ひと月の訪問回数が 200 回以上の事業所に加算されます。 				
⑦ 介護職員処遇改善加算	(①+②+③+④+⑤+⑥) ×10.2%		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇改善を実施している場合に加算されます 				

■介護保険費用外内訳

	朝食	昼食	夕食
食費	430 円/1 食	550 円/1 食	520 円/1 食
宿泊日	2,500 円/1 泊		

■注意事項

介護保険の 1 割負担は月単位で決まっています。訪問・通所・宿泊サービスの利用回数に関わらず同じ金額です。